

重 要 事 項 説 明 書

(指定訪問介護／第 1 号訪問事業)

社会福祉法人ふれあいコープ
コープヘルパーステーション喜沢

あなたに対する在宅介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第 3 7 号第 8 条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 当組織の概要

名称／法人種別	社会福祉法人 ふれあいコープ / 社会福祉法人
代表者氏名	理事長 竹内 明子
本部所在地等	栃木県宇都宮市緑五丁目 13 番 6 号
事業の概要	介護保険法に基づく事業、地域福祉事業
事業所数	通所介護：4 地域密着型通所介護：1 訪問介護：2 居宅介護支援：3 短期入所生活介護：2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2 小規模多機能型居宅介護：2 認知症対応型共同生活介護：2 介護老人福祉施設：(広域型：2 地域密着型：1)

2. 事業者の概要

事業所名	コープヘルパーステーション喜沢	
所在地	栃木県小山市大字喜沢 1 4 7 5－9 8	
介護保険法に基づき栃木県知事から指定を受けている事業及び指定番号	サービス種類 訪問介護 第 1 号訪問事業	第 0 9 7 0 8 0 2 4 9 2 号
管理者及び連絡先	楠生 正代	0 2 8 5 (3 8) 7 7 4 6
サービス提供地域	小山市、栃木市	

3. 事業所の職員体制

2024 年 4 月現在

職 種	従事するサービスの種類・業務	人 員
管理者	訪問介護事業管理	1 人 (サービス提供責任者兼務)
サービス提供責任者 (訪問介護相当サービス) 訪問事業責任者 (基準緩和型訪問サービス)	利用申込調整・訪問介護員の指導教育・訪問介護計画書・第 1 号訪問サービス計画等の作成	3 人以上
サービス担当職員	(サービス提供責任者は兼務として含む)	
訪問介護員等	訪問介護・介護予防訪問介護 第 1 号訪問事業	10 人以上

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日を含む）
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
休日	日曜日

5. 利用料金

(1) 訪問介護

料金区分	提供時間	時間当りの単位数と自己負担額目安				
		単位数	介護報酬額	1割	2割	3割
①身体介護が中心。主な内容は別紙	20分以上30分未満	244 単位	2,491 円	250 円	499 円	748 円
	30分以上1時間未満	387 単位	3,951 円	396 円	791 円	1,186 円
	1時間以上1時間半未満	567 単位	5,789 円	579 円	1,158 円	1,737 円
	以降30分ごとに	82 単位	837 円	84 円	168 円	252 円
②身体介護20分以上に引き続き生活援助を行う場合	20分以上45分未満	65 単位	663 円	67 円	133 円	200 円
	45分以上70分未満	130 単位	1,327 円	133 円	266 円	399 円
	70分以上	195 単位	1,990 円	200 円	399 円	598 円
③生援助が中心。主な内容は別紙	20分以上45分未満	179 単位	1,827 円	183 円	366 円	549 円
	45分以上	220 単位	2,246 円	225 円	450 円	674 円
④加算	ヘルパーが2人でサービスを提供する場合	所定単位数の200%				
	早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）の場合	所定単位数の25%加算				
	深夜（22時～6時）のサービス提供	所定単位数の50%加算				
	中山間地域等・サービス提供加算	所定単位数の5%加算				
	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%加算				
	初回加算（1月につき）	200 単位	2,042 円	205 円	409 円	613 円
	緊急時訪問介護加算（1回につき）	100 単位	1,021 円	103 円	205 円	307 円
⑤介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）		①～④の額に28.7%相当の介護職員処遇改善加算が加わります				
利用料合計		①～⑤を合計した金額				

(2) 小山市・栃木市 第1号訪問介護サービス（予防相当）

サービスの種類		利用区分	1月当りの単位数特定と自己負担額目安				
			単位数	介護報酬額	1割	2割	3割
①	訪問型サービス（Ⅰ）	週1回程度利用	1,176 単位	12,006 円	1,201 円	2,402 円	3,602 円
	訪問型サービス（Ⅱ）	週2回程度利用	2,349 単位	23,983 円	2,399 円	4,797 円	7,018 円
	訪問型サービス（Ⅲ）	週2回を超える利用	3,727 単位	38,052 円	3,806 円	7,611 円	11,416 円
②介護職員等処遇改善加算Ⅰ（ロ）		①の額に28.7%相当の介護職員処遇改善加算が加わります					

(3) 小山市 訪問型サービスA（基準緩和型）

サービスの種類		利用区分		1月当りの単位数特定と自己負担額目安				
				単位数	介護報酬額	1割	2割	3割
①	訪問型サービス（Ⅰ）	週1回程度利用	45分未満	747 単位	7,626 円	763 円	1,526 円	2,288 円
			45分以上	996 単位	10,169 円	1,017 円	2,034 円	3,051 円
	訪問型サービス（Ⅱ）	週2回程度利用	45分未満	1493 単位	15,243 円	1,525 円	3,049 円	4,573 円
			45分以上	1991 単位	20,328 円	2,033 円	4,066 円	6,099 円
	訪問型サービス（Ⅲ）	週2回を超える利用	45分未満	2369 単位	24,187 円	2,419 円	4,838 円	7,257 円
			45分以上	3159 単位	32,253 円	3,226 円	6,451 円	9,676 円

(4) 栃木市 訪問型サービスA（基準緩和型）

サービスの種類		利用区分		1月当りの単位数特定と自己負担額目安			
				単位数	介護報酬額	1割	2割
①	訪問型サービス（Ⅰ）	週1回程度利用	45分未満	941 単位	9,607 円	961 円	1922 円
	訪問型サービス（Ⅱ）	週2回程度利用	45分未満	1,879 単位	19,185 円	1,919 円	3837 円
	訪問型サービス（Ⅲ）	週2回を超える利用	45分未満	2,982 単位	30,446 円	3045 円	6090 円

上記（1）（2）（3）（4）の利用料計算は、介護報酬告示上の単位数に1単位10.21円の地域単価を乗じた額の、利用者に負担いただく1割または2割、3割相当の額を一部目安として掲載しています。端数処理の計算上、実際の請求額とは誤差が生じる場合がございますので、ご了承ください。

※ 初回加算は、初回もしくは初回の属する月にサービス提供責任者が訪問介護を行う場合または同行した場合加算することができます。

※ 緊急時訪問介護加算（介護予防は無し）は、緊急に要請を受けて、ケアマネージャーと連携して、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合加算することができます。

※ 「介護職員等処遇改善加算」とは、介護職員の賃金の改善を実施しているものとして栃木県、該当する市町村に届け出た事業所が加算することができます。

※ 「介護職員等処遇改善加算」は、区分支給限度基準額の算定対象外になります。

(5) 交通費

小山市及び栃木市を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、小山市及び栃木市を越えてから、往復に要した距離に見合う額として、1 km当たり20円とします。

(6) その他

①自己負担金

自己負担金は現金払い又は金融機関口座引き落としで毎月1回定められた日に支払いをお願いします。

②上記の自己負担金は「法定代理受領（現物給付）」により利用者が負担する利用料（1割及び2割）の額について記載しています。自己負担の割合は「自己負担割合証に記載のあるとおり」です。居宅サービス計画をしていない場合、「償還払い」となる場合などは、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付金（9割又は8割・7割）を請求することになります。

(7) キャンセルの場合の連絡先

電話 0285（38）7746

キャンセル及びキャンセル料

予定のサービスをキャンセルされる場合は、サービス提供の前日、または当日朝7時30分までにご連絡ください。サービス提供当日、キャンセルのご連絡がなくヘルパーが訪問しましたがご利用者様不在の場合は、20分待ってお戻りにならなかった場合はキャンセルとさせていただきます。

キャンセル料は栃木県の最低賃金に応じた形とさせていただきます（ただし、第1号訪問事業利用者は除く）。

6. 当事業所のサービスの方針など

- (1) 社会福祉法人ふれあいコープは「たすけあい」を基本理念として運営されています。多くの人々と協力して、だれもが安心して地域で暮らしていけるようあたたかいサービスを提供して行きます。
- (2) 介護保険法及び関連する法令を遵守し、施行規則、運営基準にのっとり事業運営を行います。
- (3) 緊急時の対応として、サービス提供時の急変、事故の発生等があった場合には、主治医、他、関係機関に連絡をするとともに、必要な処置を講じます。
- (4) 非常災害対策として、年2回の非常訓練・救出訓練、その他必要な訓練を実施します。
- (5) 個人情報保護については特段の注意を払い、個人情報保護法の遵守に努めます。
- (6) 従業員の資質の向上を図るため、採用時研修、継続研修を行います。

7. 損害賠償

- (1) 事業者は、サービスの提供にあたって、事業者の責任で利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。
- (2) 事業者は損害賠償に備えて、損害賠償保険に加入しています。

8. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します
- ② 虐待の防止のための指針を整備します
- ③ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施します
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します

上記措置に関する担当者 管理者 楠生 正代

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

9. 身体拘束廃止について

(1) 事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

(2) 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得なかった理由その他必要な事項を記録します。

(3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとします。

- ① 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施します
- ② その他身体拘束等のために必要な措置を講ずるものとします（委員会の開催・指針整備等）

10. 業務継続計画に関する事項

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延を防止するため、事業所として次の措置を講ずるものとします。

- ① 感染症の予防及びまん延防止のための従業者に対する研修及び訓練を実施します
- ② その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講ずるものとします（委員会の開催・指針整備等）

12. ハラスメント防止に関する事項

(1) 事業所は、従業者におけるハラスメント防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ① ハラスメント防止のための研修・周知を定期的に行います
- ② ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談があった場合は適切かつ迅速に事実確認・関係者への対応を行い、再発防止策を講じます
- ③ ハラスメントが確認された場合、行為者に対しては懲戒・指導等の措置を講じ、被害者の保護に努めます

(2) 事業所は、万が一、利用者・家族・関係者等からの著しい迷惑行為、暴言・暴力、不当な要求等（※）があった場合、従業者の尊厳と安全を守るために、組織として適切に対応するものとします。

※侮辱・差別的言動・長時間拘束など、精神的・身体的苦痛を与える行為、不当・過度な謝罪

要求、業務上の範囲を逸脱した要求、大声・暴言・暴力的行為、SNS 等による誹謗中傷や悪質な口コミ投稿の強要 等

- ①上記のような行為が発生した場合、職員は速やかに上司（管理者等）に報告するものとし、事業所は事実関係を調査し、必要な対応を行います
- ②必要に応じて、利用者・家族等に対し文書等による注意喚起を行い、改善が見られない場合には、契約解除・サービス提供の中止などを検討します
- ③被害にあった職員に対しては、相談体制の整備やメンタルケアを含め、職場環境の維持と回復に配慮します

13. 相談窓口・苦情対応

(1) 当事業所における相談や苦情についての受付窓口、解決責任者

受付窓口 サービス提供責任者 楠生 正代

解決責任者 管理者 楠生 正代

電話0285 (38) 7746 FAX0285 (39) 6031

(2) 行政機関その他苦情受付機関

小山市役所 高齢いきがい課

受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

電話 0285 (22) 9541

栃木市役所 地域包括ケア推進課

電話 0282 (21) 2244 (総合事業)

栃木県国民健康保険団体連合会

受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00

電話 028 (643) 2220

(3) 第三者委員 増山 民江 電話 028 (645) 2712

阿部 健一 電話 028 (680) 7220

14. 利用者様の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況 等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組み	あり
第三者評価の実施	なし

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、本重要事項説明書を2部作成し、上記により重要事項を説明し、本重要事項説明書1部を交付いたしました。

サービス事業者	所在地	栃木県小山市大字喜沢1475番地98
	名 称	コープヘルパーステーション喜沢
	説明者	⑩

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、重要事項説明書1部の交付を受けました。

利用者	住 所
	氏 名

代理人または代筆者	住 所
	氏 名
	続 柄

記入できない理由